

平成26年(う)第221号

弁論要旨

平成26年11月12日

東京高等裁判所第4刑事部 殿

東京高等検察庁



検察官 検事

壬生隆明



被告人石元太一に対する建造物侵入，傷害致死，凶器準備集合，詐欺被告事件につき，下記のとおり弁論する。

記

第1 弁護人の控訴趣意について

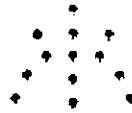
1 被告人質問にあらわれた控訴理由について

(1) 詐欺事件について

被告人は，原判決について，被告人が本件詐欺会社である[黒]や[黒]（以下「本件詐欺会社」という。）の社長であれば，被告人名義の預金口座や携帯電話を使用しない旨反論していたのに，これに対して検討すらしなかった点に不服がある旨（被告人供述調書1頁）主張している。

しかし，原判決は，「事実認定の補足説明」において，被告人の反論に答えて，被告人が本件詐欺会社の社長であると認定した根拠を明確に判示しており，被告人の前記主張は単に自己の主張が受け入れられなかったことに対する感情的反発にすぎないものである。

(2) 建造物侵入，傷害致死，凶器準備集合事件（以下「本件犯行」という。）



について

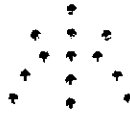
被告人は、本件犯行について、「凶器を見たこともなく、他の共犯者と共謀したことはない。」旨主張し、共犯者國田正春、犯行現場となったスタジオフラワー従業員 **R** の各証言の信憑性を批判している（被告人供述調書1頁，7乃至9頁，10乃至11頁）が、いずれも原審での主張の域を出るものではない。あえて当審での新しい主張といえば、犯行後、フラワー従業員に対し、電話で「**R** が間違えてやったっぽい。」と言ったことはないという主張と被告人が乗車していたキャデラックが犯行現場から離れる際、その直前に共犯者 **Y田** がキャデラックに近づき、何か合図みたいなものをして出発したという主張だけである。

しかし、フラワー従業員は、本件犯行後、被告人から電話があり、「**R** がやったっぽい。」と言われた旨明確に証言しているところ、同証言については、その信用性を弾劾する反対尋問さえなされていない上、フラワー従業員には被告人に不利益を及ぼすためにあえて虚偽の証言する動機がなく、証言内容も、自らの経験に基づく具体的で自然なものであることに鑑みれば、その信用性に疑問を挟む余地はない。

この点、被告人は、フラワー従業員が、警察官から「共犯で逮捕するぞ」などと脅されたため前記虚偽の証言をした（被告人供述調書12頁）旨主張するが、全く根も葉もない「想像」（同）であり、暴論である。

さらに、前記キャデラックの出発の際の出来事については、そのような人物の動きがあることは確かであるが、人物の特定もなされておらず、会話の有無及びその内容さえ確定されていないのであり、その行動の意味ないし意図が確定されているものではない。

弁護人は、この画像と被告人の供述によって、「下を向き姿勢を低くしていた被告人は、実行犯らがフラワー店内に向かうためにアルファードを駐車していた鳥居坂付近を去ったことにしばらく気付かず、**Y田** の声かけでようやくその事を知って、自己が乗っていたキャデラックの運転手の **AJ** に車を発進させてその場を去った」（弁護人控訴趣意書13頁）ということを証明



しようと思図しているようであるが、この画像によっては、その人物の特定も会話内容の客観的確定もなされていないのであり、証拠としての価値はなく、何の証明にもなっていないことは明らかである。

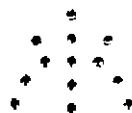
## 2 弁1号証について

弁1号証は、共犯者 Y我 の平成18年3月30日付け被害届であり、その内容は、平成18年1月22日午前4時45分ころ、東京都渋谷区内において、K兄 から金属バットで車の窓ガラスを割られ、K弟 からナイフ様の刃物で頭部等を刺されて傷害を負ったというものである。

K兄弟 は、関東連合と対立するKグループの中心メンバーであって、弁1号証は、原審が認定している関東連合とKグループとの対立抗争の一貫としての事件に関する被害届であり、これによって、関東連合とKグループの抗争事件において、金属バットやナイフの凶器が使用され、頭部など人体の枢要部に傷害を負わすなどしていたことが明らかとなるものであり、正に、原審が認定したとおり、「関東連合とKグループとの間に長年にわたる殺傷事件を絡んだ抗争があり、被告人もこれを知悉していた」という認定を支える明白な証拠となるものである。弁護人は、K弟 に対する強い恨みを抱いているはずの前記 が凶器準備集合罪のみの起訴に止まるのに対し、被告人を凶器準備集合罪のみならず、建造物侵入及び傷害致死まで起訴したことは、不合理不平等であり、原審の証拠判断が論理則・経験則に照らし不合理である旨（弁護人控訴趣意書15乃至17頁）主張しているが、前記のとおり、弁1号証は、原審の事実認定を支える証拠ではあって、これによって原審の認定に疑義を差し挟むことにはならない。また、弁護人は、関東連合とKグループとの抗争において、バット様の鈍器で、かつ、複数で襲うという態様は、平成20年3月ころに が襲われた事件のみである旨（弁護人控訴趣意書5頁）主張しているが、弁1号証によれば、弁護人のこの主張に理由がないことも明らかである。

## 3 弁4号証について

弁4号証は、被告人と携帯電話で通話した警察官



■■■■の電話聴取結果報告書であり、平成24年9月1日午前4時9分から同月2日午後0時53分までの前後6回にわたる、被告人と**刑事**との携帯電話での通話内容の報告書である。通話の内容自体に争いはなく、弁護人は、弁4号証をもって、被告人から**刑事**に積極的に電話したのではなく、**刑事**からかかってきた電話で、**刑事**に対し、「うちとは関係無いと思いますよ。」などと「回答」しただけであり、これをもって「偽装工作」をしたと評価することは間違いであり、まして、これを共謀の根拠とすることは間違いである旨（弁護人控訴趣意書20乃至21頁）主張している。

しかし、弁4号証によれば、**刑事**が、本件犯行発生を認知した後の9月2日午前4時0分に被告人に電話をかけ、被告人に対し、「関東連合は事件に絡んで無いのか」と問いただしたところ、被告人は「何があったか調べてみます。すぐに折り返します。」と答えて通話が終了し、これを前提として、その後、被告人から**刑事**に対し「うち（関東連合）とは関係無いと思いますよ。」「うち（関東連合）がやったことになっているんですか。」「被害者の名前を聞きましたが、うち（関東連合）じゃないですよ。」などという会話があったことは明らかであり、前記会話の経緯及び内容からすれば、正に、被告人が「警察に電話をかけて情報収集するとともに、本件犯行が関東連合と関係無い旨の偽装工作をした」との原判決の認定は、論理則・経験則等に照らし合理的であり、何の問題も認められない。

#### 4 小括

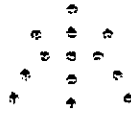
以上のとおり、弁護人の主張にはいずれも理由がないことが明らかであり、当審における事実取調べの結果によっても、原判決の事実認定は全く揺らぐことはない。

第2 原判決の量刑は、共犯者との刑の均衡を甚だしく欠き、**量刑**の裁量の限界を著しく逸脱した不合理なものであることについて

##### 1 他の共犯者の量刑とその判断要素について

(1) 共犯者の裁判結果に関する捜査報告書（検1号証）によれば、本件共犯者の第一審における**量刑**は

百井茂（以下「百井」という。）は懲役15年（求刑懲役17年）



栗原克一（以下「栗原」という。）は懲役13年（求刑懲役15年）  
岡崎修一（以下「岡崎」という。）は懲役13年（求刑懲役15年）  
後藤亮二（以下「後藤」という。）は懲役13年（求刑懲役15年）  
元原将輝（以下「元原」という。）は懲役13年（求刑懲役15年）  
藤原悠平（以下「藤原」という。）は懲役12年（求刑懲役15年）  
小池幹士（以下「小池」という。）は懲役8年（求刑懲役7年）  
國田正春（以下「國田」という。）は懲役10年（求刑懲役12年）

である。

第一審における量刑判断において、共通の量刑事情として

ア 凶器を用いて集団的になされた行為自体の危険性、残忍性及び結果の重大性

イ 前記危険性をもたらした組織性、計画性

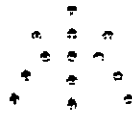
ウ 被害者は、全くの人違いで襲われ、全く落ち度がないのに理不尽にも命を失ったのであり、被害者の無念は察するに余りがあり、遺族は厳罰を望んでいること

が重視され、なかでも前記ア及びウの事情が最も重視され、その結果、本件犯行は、被害者1名の傷害致死の事例の中でも特に重い事案であると評価されている。

そして、個別事情として、百井については、被告人からの情報を首謀者である見立真一（以下「見立」という。）に取り次ぎ、後輩に当たる栗原、岡崎、後藤、元原、藤原を集め、目出し帽の調達を指示するといった現場の中核としての役割を担うとともに、見立が被害者の同伴者を殴打したのに続いて百井が真っ先に被害者をマグライトで複数回殴打したことから被害者への集団暴行が始まったとし、その責任は他の被告人らと比べて特に重いと評価した。

栗原、岡崎、後藤、元原、藤原の責任はほぼ同等と評価して前記量刑とした。

小池及び國田については、両名は、首謀者見立と同級生であり、かつ、見立が総長を務めていた暴走族ブラックエンペラーの構成員であり、百井ら後



輩にとっては、見立とほぼ同格の先輩と見られる立場にあり、凶器は持たないものの、被告人兩名の犯行グループへの参加自体が、犯行グループ全体への相応の影響力があつたことは否めないと評価するとともに、他方で、小池及び國田ともいずれも直接暴行を加えていないこと、様々な圧力にもかかわらず犯行の3か月後に捜査機関に出頭し、本件の事案解明に協力していること、公判廷において反省の言葉を述べていること、各500万円を被害弁償金として支払っていること、國田には累犯前科があり、小池には自首が成立していることなどの有利と認められる事情を考慮して、前記のとおり百井らよりも軽い量刑判断に至つたものである。

- (2) 百井らは、いずれも控訴し、控訴審において量刑不当が争われたが、各控訴審判決では、いずれも原判決言渡しの時点においては、前記各量刑が重過ぎて不当であるとはいえないとした上、原判決後、百井においては1600万円、栗原においては900万円、岡崎においては1200万円、後藤においては1000万円、元原においては1300万円、藤原においては1200万円の各被害弁償金がそれぞれ支払われたという事情を考慮し、百井を懲役13年、栗原を懲役11年、岡崎を懲役11年、後藤を懲役11年、元原を懲役11年、藤原を懲役10年に減刑し、それぞれその刑が確定している。

他方、小池及び國田については、前記量刑が重過ぎて不当であるとはいえないとして控訴を棄却し、前記刑が確定している。

## 2 他の共犯者の量刑と被告人の量刑の均衡について

- (1) 原判決は、被告人を懲役11年に処したものであるが、控訴趣意書で指摘(32頁)したとおり、被告人の詐欺の量刑が懲役4年を下回るものではないことを考慮すると、原判決は、本件犯行についての被告人の刑を懲役7年程度と量定したものと認められる。この量刑は、百井らはもちろんのこと、小池及び國田の量刑をすら下回るものである。しかし、これら共犯者の量刑を下回るだけの合理的理由があるとは到底認められず、本件犯行についての被告人の量刑は著しく不均衡であるというほかない。

### (2) 小池及び國田との刑の均衡について

ア 小池及び國田は、その控訴審において、量刑不当の理由のひとつとして、



本件は、見立とその個人的な後輩が起こした事件であり、実行犯たる後輩たちは、絶対的なリーダーである見立の指示に従い、本件を敢行しただけであって、小池及び國田が、見立と同格の先輩として、実行犯に影響を与えたというのは、実態と乖離している上、小池及び國田は、見立に呼ばれて集まり、終始、消極的に付いていっただけであり、本件で果たした役割は限りなく小さく、幫助に近い評価をすべきである旨主張している。

これに対し、控訴審判決は、「小池及び國田は、見立との間で多少の上下関係はあったものの、見立から電話連絡を受け、加勢を求められていることを認識した上で、集合場所に駆けつけ、百井らとともに犯行グループに加わり、行動を共にしたというものであり、見立からの誘いを断りづらかったという事情はあるにせよ、結局のところ、小池及び國田は、関東連合に属する元暴走族のメンバーとしての仲間意識から本件襲撃に参画し、見立ら他の共犯者と一体となって終始行動を共にしたのであり、本件の首謀者が見立であり、実行部隊の中心が百井とその後輩らであることはそのとおりであるとしても、原判決が指摘するとおり、百井ら後輩にとっては、被告人兩名が見立と同年代の先輩格の存在であったことも明らかであり、被告人兩名が本件犯行グループに加わり行動を共にしたことが、他の共犯者らにも相応の影響を及ぼしたことは否定できない。」旨判示した上、「諸点に照らせば、自らは凶器を携行せず、また、被害者に直接暴行を加えていないからといって、共同正犯としての被告人兩名の責任を過度に軽視することは相当でないというべきである。」と判示している。

イ ところで、小池及び國田と被告人が本件犯行で担った役割については、格段の相違が認められる。すなわち、小池及び國田は、前記のとおり、見立に呼ばれて集合し、犯行グループに加担して見立及び百井らと行動を共にすることによって、「百井ら後輩に対して相応の影響を及ぼした」（小池及び國田の控訴審判決）にとどまるのに対し、被告人は、「**K弟**らしき人物の情報を入手して犯行グループに伝えるというまさに本件の引き金となる役割を担った上、その後もフラワー従業員と連絡をとるなどして情報収集役をになっており、非常に重要な役割を果たしている。」（原判決



の量刑理由1(2)) のであり、その果たした役割の重要性には格段の相違が認められる。小池及び國田は、百井ら後輩の共犯者に「相応の影響」を及ぼしたというものの、「相応の影響」の内容については明確ではなく、その役割は極めて抽象的なものにとどまっているのに対し、被告人の果たした役割は、見立が狙う **K帯** に関する情報を入手して見立及び百井に伝達して本件犯行の引き金をつくり、被告人だけが連絡可能なフラワー従業員と頻繁に連絡を取って、被害者の動向を把握し、見立らがフラワー店内に侵入する準備を整え、さらに、犯行後も罪証隠滅工作等を行っているのであり、小池及び國田と被告人の役割については、その重要度(程度)においても、その必要不可欠性(質)においても、著しい相違が認められるのであって、枢要不可欠な役割を果たした被告人の責任は、小池及び國田と比べ、格段に重く評価されてしかるべきものである。前記控訴審判決は、小池及び國田の責任について、「共同正犯としての責任を過度に軽視することは相当でない」と判示し、その責任の基本的重さを正當に判示しているのであるが、このことは、被告人について一層よく当てはまるものであり、まして、本件犯行において、小池及び國田よりも格段に重要な役割を果たした被告人の責任については、これを過度に軽視することなど決して許されないのである。

ウ しかも、被告人には、小池及び國田に認められるような有利な事情は全く認められない。

前記のとおり、小池及び國田には、いずれも被害者に対し直接暴行を加えていないほかに、兩名とも様々な圧力にもかかわらず犯行の3か月後に捜査機関に出頭し、本件の事案解明に協力していることや公判廷において反省の言葉を述べ、各500万円を被害弁償金として支払っているなどの特に有利な事情が認められる。したがって、小池及び國田について、百井らよりも軽い量刑判断に至ったことには、十分了解可能な事情が認められるのである。他方、被告人には、このような有利な事情は全く認められない。すなわち、被告人は、道義的責任を認めるような言葉を吐きながら、他方で、終始、本件犯行を否認して、「刑事責任は一切ない」、「居場所を



教えた罪とか、そういう罪があるんだったら認めます。」(被告人供述調書2頁, 26頁)などと豪語してはばかりず、反省の情など微塵も認められず、被害者遺族に対し、被害弁償金の支払もせず、慰謝の措置をとることもなく放置し、捜査機関への協力は皆無であるなど、被告人の責任を軽減すべき事情は全く認められない。

にもかかわらず、本件犯行についての被告人の量刑が、小池及び國田よりも下回るということは、およそ理解し難い理不尽な量刑判断であるというべきである。

エ 以上のとおり、被告人の責任は、小池及び國田と比較しても、格段に重いことは明らかであり、かつ、その責任を減じるべき事情がなんら存しないにもかかわらず、原判決の本件犯行についての被告人の量刑が、小池及び國田の量刑さえも下回っていることについてなんら合理的理由は認められないのであり、量刑判断の裁量を著しく逸脱していることは明らかである。

(3) 百井らとの刑と被告人の刑の均衡について

ア 百井は、現場の中核としての役割を担ったものとしてその責任は特に重く、栗原、岡崎、後藤、元原、藤原についてはほぼ同等と評価されているところ、被告人の責任が、百井らよりも格段に軽いと評価される合理的理由は全く認められない。

イ 確かに、被告人は、被害者に対する直接的な襲撃行為に及んでおらず、他方、百井は、実働部隊の中心となり、栗原ら後輩を率いて襲撃行為に及んでいることからすれば、被告人と百井らとの責任には、それなりの相違があるようにも見られる。

しかし、被告人が、本件犯行で果たした役割等に鑑みれば、こうした見方は極めて皮相的なものである。

ウ 原判決が指摘するように、被告人は、**K弟**らしき人物の情報を入手して犯行グループに伝えるというまさに本件犯行の引き金となる役割を担った上、その後もフラワー従業員と連絡をとるなどしていわば情報収集役を担っており、非常に重要な役割を果たしていることは明らかである。また、

原判決が指摘するように、犯行後においても、被告人は、見立の指示を受けてフラワー従業員や刑事に電話をかけて情報収集するとともに、本件犯行が関東連合と関係がない旨の偽装工作まで行っているのである。しかも被告人は、本件犯行前に、見立からK弟の情報収集を指示されていたところ、前記のとおり、フラワー従業員からKらしき人物の情報を入手すると、本来なら朝まで寝ているはずであったにもかかわらず、直ちに見立及び百井に連絡をとり、以後、百井と頻繁に電話で連絡をとりながら、見立らと合流し、その後、フラワー従業員と電話で連絡をとりながら、K弟らしき人物の動向を把握し、見立及び百井ら襲撃犯がスタジオフラワー店内へ侵入するための準備を整えていったのである。このように被告人は、本件犯行の実行を推進した中心人物であり、見立の命を受け、その意図に忠実に従って犯行の準備を整え、その実行を煽っていった立役者の一人であることは明白である。

こうした被告人が担った客観的行動と枢要不可欠な役割に鑑みれば、被告人は、正に「関東連合に属する元暴走族メンバーとしての仲間意識から、本件の襲撃行為に参画し、見立ら他の共犯者と一体となって、終始行動を共にした。」(小池及び國田の控訴審判決)と認められるのである。しかも、被告人が担った情報収集という役割は、単に本件犯行の引き金となっただけではなく、襲撃犯のスタジオフラワー店内への侵入を成功裏に導くために不可欠のものであり、ひいては襲撃行為自体に密接に関連ないし直結する重要かつ不可欠なものであったと評価されるものである。

エ このように被告人の担った役割を客観的にみれば、被告人は、襲撃の実行犯ではないというものの、その果たした役割は、本件襲撃行為に密接に関係し、本件襲撃行為を導いた極めて重要かつ不可欠なものであったと認められ、その責任は、百井ら襲撃の実行犯との間に格別の階梯があるとは認められない。

被告人と百井の果たした役割を客観的にみれば、被告人は、情報収集という側面から本件犯行の実現に寄与し、百井は、後輩らを集めるなどして人的・物的面から本件犯行の実現に寄与したものであり、いずれを欠いて

も本件犯行は実現しなかったという意味で、被告人の役割と百井の役割は、いわば車の両輪として相互に必要不可欠な関係にあったと評価されるべきである。原判決が、その量刑理由において、「見立としては、……(省略)被告人に対しては、フラワー従業員との連絡以上のことを期待していなかった、と考えるのが自然である。……(省略)被告人の関与はその程度にとどまるとみるのが相当である。」と判示しているのは、被告人の果たした役割の重要性・不可欠性を著しく過小に評価するものであり、その判断が誤っていることは明らかである。

したがって、本件犯行について、被告人の責任は、百井と同等ないしそれ以上であり、まして栗原らより大幅に下回することは決してないのである。

- 3 以上検討したように、被告人の責任は、小池及び國田より格段に重く、百井と同等ないしそれ以上の責任を有することは明らかであって、原判決の量刑が、本件犯行について、被告人の刑をたかだか懲役7年と量定したことは、共犯者との刑の均衡を甚だしく欠き、量刑の裁量の限界を著しく逸脱した不合理なものであることは明白である。

### 第3 結論

以上のおおり、当審で取り調べられた証拠によっても、原判決の事実認定はいささかも揺るがず、弁護人の控訴趣意に理由がないことは明らかであるから、弁護人の控訴は棄却されるべきものであり、他方、検察官の控訴趣意については、その理由が十分認められることから、原判決を破棄し、更に適正な判決が下されるべきである。

これは謄本である。

前 同 日

東京高等検察庁

検察事務官 山城 祐

